老朽危険空家等除却促進事業

事業概要

適切に管理されず老朽化した危険な空家等が、周辺の住環境に悪 影響を及ぼすおそれがあり、その空家を除却し、住環境の改善を図 るため、老朽危険空家等を除却する費用の一部を助成するもので す。







Before: 著しく老朽化し、危険性がある空家

○はりが腐朽している ○屋根ぶき材料に著しい剥落がある

【○外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出している





After: 老朽化した空家の除却により安全の確保

○老朽危険空家等を除却したことにより、倒壊等の危険性を除去

○周辺の住環境の改善

空き家を放置せず、適切に管理しましょう!

補助金の活用に際しては、予算に限りがあり、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】

都市建設部住宅政策課 電話番号:0942-30-9241

R6年度 老朽危険空家等除却促進事業

募集要領

□補助対象

以下の条件をすべて満たす老朽危険空家等

- 市内にある木造の建物
- 危険度判定の結果、基準を満たすもの
- 同一敷地内において使用実態がないもの
- 市内業者に工事発注予定で、契約及び着工前のもの

□補助金額

除却費用の2分の1(上限65万円)

※当該家屋の除却以外(家財道具等の処分、樹木及び塀の撤去等)の費用は、補助の対象外となります。

□申請者

以下のいずれかに該当する者

① 老朽危険空家等の所有者又は相続人

② ①から除却の同意を得た者

□申請期間・件数

期間:令和6年5月13日(月)~令和7年1月31日(金)

8時30分~17時15分

対象:令和7年2月28日までに工事が完了し、完了報告を提出できるもの

件数:先着50件受付(※募集件数に達した場合は、その時点で受付を終了します。)

□申請方法

危険度事前判定後、申請書及び添付書類を都市建設部住宅政策課(市役所13階)まで提出 ※添付書類は、申請書裏面に記載しています。

□補助申請の注意点と流れ

<u>※注意※ 以下に該当する場合は、補助金を受けることができません。</u>

- ●交付決定前に工事契約または工事着手したもの
- ●審査の結果、交付申請却下の通知を受けたもの
- ●同一敷地について、過去に本補助を活用したもの
- ●期日内に報告書類等を提出しなかったもの

